

指定通所介護（デイサービス）に関わる重要事項説明書

指定通所介護（デイサービス）の提供にあたり、当事業所が

様にご説明する重要事項は、次の通りです。

1. 事業所概要

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 事業所名 | デイサービス静春 |
| (2) 指定事業所番号 | 2170103366 |
| (3) 所在地 | 岐阜市西島町2番6号 |
| (4) 代表者 | 理事長 梅田 正五 |
| (5) 電話番号 | 058-296-7005 |
| (6) F A X | 058-296-7006 |

2. 職員等の体制

- | | |
|-------------|----------------|
| (1) 管理者 | 1名 |
| (2) 生活相談員 | 1名以上（専従・兼務含む） |
| (3) 看護職員 | 1名以上（非専従） |
| (4) 機能訓練指導員 | 1名以上（非専従・兼務含む） |
| (5) 介護職員 | 8名以上（専従・兼務含む） |

3. 営業日及び時間

- (1) 営業日：月曜日～土曜日 ※祝日も営業いたします。

但し、8/13～15、12//31～1/3 はお休みです。

- (2) 時間：8：30～17：00

4. 定員 1日 50名

5. サービス提供地域 岐阜市 瑞穂市 本巣市 山県市 北方町

6. 提供サービスの概要

- ・栄養士の献立による適時適温適種の食事のサービスの提供。
- ・手すり付き浴槽、または特殊浴槽による入浴サービスの提供。
- ・看護師による健康チェックと看護サービスの提供。
- ・介護福祉士及び2級ヘルパーによる専門的な各種介護サービスの提供。
- ・利用者に応じたレクリエーション及び日常生活動作訓練のサービスの提供。
- ・相談援助、介護方法の指導等を看護師、介護福祉士等の専門職による相談サービスの提供。
- ・送迎サービスの提供。

7. 運営理念

『医療機関が運営する事の特徴を生かし、一般の要介護高齢者はもとより在宅における健康管理を特に必要とされる方々にも安心・安全かつ安定した日常生活を送っていただけるよう、これまでの福祉系サービスに加え、健康に関する専門的なサービスを充足させる事を持って幅広いニーズに対応できる介護を提供する事を目的として運営する。』

8. 利用料

当事業所のサービス利用料は、通所介護を7時間以上9時間未満利用するものとして算定しており、次の通りです。

